

2023年10月23日

株式会社 FIS
フレックス少額短期保険

地震保険料控除について

所得税において控除を受けられる保険は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」（損害保険会社が販売し、政府に再保険をおこなっているもの）に限られており、当社商品「賃貸のほけん・ワイド（住居専用）」、「賃貸のほけん（住居専用）」、「生活総合保険」は、これに該当いたしません。

当社では、保険料控除対象となる商品は取り扱っておらず、「地震保険料控除証明書」は発行いたしておりませんので、ご理解たまわれますようお願い申し上げます。

※2006年度をもって、火災保険等に適応されていた「損害保険料控除」は廃止されました。

以上

＜本件に関するご照会先＞

【ご照会先】株式会社 FIS / フレックス少額短期保険

お客様専用ダイヤル

【電話番号】 0120-77-2094

【営業時間】 平日 10:00～17:00

※土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます